

平成20年12月25日

会員代表者各位

証券会員制法人 札幌証券取引所

理事長 伊藤 義郎

㈱日本証券クリアリング機構における清算受託契約の解約に係る
予告期間の短縮に伴う制度整備に係る「定款」の一部改正について

本所は、別紙のとおり「定款」の一部改正を行い、平成20年12月26日から施行しますので、御通知いたします。

今回の改正は、本所の会員のうち、㈱日本証券クリアリング機構（以下「クリアリング機構」といいます。）の清算資格を有しないもの（以下「非清算参加者」といいます。）は、他社の清算を行う資格を有するもの（以下「他社清算参加者」といいます。）との間で、クリアリング機構が定める清算受託契約を締結し、本所における売買の清算を委託する必要がありますが、今般、クリアリング機構において、他社清算参加者からの申し出による清算受託契約の解約について、一定の条件を予め定めている場合で当該条件に合致したときは、解約申し出の翌日以降にこれを解約することができるとする特例解約の制度を設けることに伴い、「定款」の一部改正を行うものです。

改正の概要は、以下のとおりです。

1. 本所への報告の取扱い

非清算参加者は、他社清算参加者より特例解約の申し出を受けた場合には、直ちに本所に報告することとします。なお、この報告は、特例解約の前日までに行わなければならないこととします。

2. 信用取引の反対売買等の取扱い

非清算参加者は、清算受託契約が特例解約された場合においても、本所の承認を受けて、他社清算参加者に対し、信用取引の反対売買に係る有価証券等清算取次ぎの委託を行えることとします。ただし、清算受託契約に予め定める期間に限ることとします。

以上

定款の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(清算受託契約の解約の報告)</p> <p>第27条の2 非清算参加者は、清算受託契約の解約については、次の各号に掲げる解約の区分に従い、当該各号に定めるところにより、その内容を本所に報告しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 非清算参加者が事前に他社清算参加者から書面により契約の解約の意思の申し出を受けたことによる解約<u>(第5号に掲げる解約を除く。)</u></p> <p>当該解約の意思の申し出を受けた後遅滞なく報告を行う。</p> <p>(4) 非清算参加者が有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引に係る債務についての期限の利益の喪失事由に該当したことによる解約</p> <p>当該解約を行おうとする日の前日<u>(休業日にあたるときは、順次繰り上げる。次号において同じ。)</u>までに報告を行う。</p> <p><u>(5) 非清算参加者と他社清算参加者との間で有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引に係る債務の履行の確実性の観点から清算受託契約を解約することができる条件をあらかじめ定めている場合において、当該条件に該当したことをもって非清算参加者が事前に他社清算参加者から書面により契約の解約の意思の申し出を受けたことによる解約(以下「特例解約」という。)</u></p> <p>当該特例解約の意思の申し出を受けた後直ちに、かつ、当該特例解約を行おうとする日の前日までに報告を行う。</p> <p>(指定清算参加者を指定していない場合の措置)</p>	<p>(清算受託契約の解約の報告)</p> <p>第27条の2 非清算参加者は、清算受託契約の解約については、次の各号に掲げる解約の区分に従い、当該各号に定めるところにより、その内容を本所に報告しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 非清算参加者が事前に他社清算参加者から書面により契約の解約の意思の申し出を受けたことによる解約</p> <p>当該解約の意思の申し出を受けた後遅滞なく報告を行う。</p> <p>(4) 非清算参加者が有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引に係る債務についての期限の利益の喪失事由に該当したことによる解約</p> <p>当該解約を行おうとする日の前日までに報告を行う。</p> <p>(新設)</p> <p>(指定清算参加者を指定していない場合の措置)</p>

第55条の4 本所は、非清算参加者が指定清算参加者の指定をしていない場合（指定清算参加者が非清算参加者との間における清算受託契約の特例解約により指定清算参加者でなくなった場合を除く。）においては、当該非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託を停止する。

2・3 (略)

(特例解約が行われた場合の措置)

第55条の5 本所は、非清算参加者が指定清算参加者の指定をしていない場合（指定清算参加者が非清算参加者との間における清算受託契約の特例解約により指定清算参加者でなくなった場合に限る。）においては、当該非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託を停止する。

2 前項の規定にかかわらず、同項の非清算参加者は、当該非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引及びこれに関する取引で未決済のものを解消するため並びに信用取引に係る未決済勘定を解消するため必要とする限度において、本所の承認を受けて、有価証券等清算取次ぎの委託を行うことができる。

3 前項の場合においては、それまで指定清算参加者であった者は、非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引及びこれに関する取引で未決済のものの解消並びに信用取引に係る未決済勘定の解消を行う範囲内において、なお当該非清算参加者の指定清算参加者とみなす。

付 則

この改正規定は、平成20年12月26日から施行する。

第55条の4 本所は、非清算参加者が指定清算参加者の指定をしていない場合においては、当該非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託を停止する。

2・3 (略)

(新設)